

生産流通振興事業基本要綱

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人北海道農産基金協会（以下「協会」という。）の定款に基づき、生産流通振興事業（以下「振興事業」という。）の実施について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(事業の運営)

第2条 協会は、馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉の生産と供給の安定の確保を図り、もって北海道畑作農業の発展を図るため、この要綱に定めるところに従い、馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉の生産と流通の振興を図るための事業を適正かつ効率的に行うものとする。

(事業の内容)

第3条 協会は前条の目的を達成するために、以下の事業を行うものとする。

- (1) 自主事業：協会が自ら実施する事業
- (2) 助成事業：協会がその全部または一部を協会以外の者への助成等により実施する事業

第2章 事業の要件

(助成対象事業の要件)

第4条 前条第2号の助成事業の対象となる事業は、馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉試験研究事業・調査研究事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与すると認められる事業とし、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 事業の必要性及び緊急性が高く、北海道内の馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉の主要な産地を対象としたもので、全道的な効果を期待し得るものであること。
- (2) 馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉の生産と供給の安定に資することが明確に認められるものであること。
- (3) 事業の計画及び方法が目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果を期待し得るものであること。
- (4) 国や地方公共団体による助成が期待し難いものであり、この事業による

助成なくしては効果を十分に発揮できないと認められるものであること。

第3章 助成の方法

(助成事業の採択に関する内定通知)

第5条 協会は、毎事業年度開始の1ヶ月前までに、公募により選定した助成事業の対象となる事業者（以下「事業実施主体」という。）に対し、助成する事業、助成金額及び提出すべき申請書の提出期限等必要な事項を付して、内定を通知するものとする。

(助成金交付申請)

第6条 事業実施主体は、前条の内定通知を受け、これを受諾した場合は、様式第1号の助成金交付申請書（別紙1、2付）を協会に提出しなければならない。

(助成金の交付に関する決定通知)

第7条 協会は、前条の助成金交付申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類等を精査し、事業の実施計画を承認、助成の限度額を決定し、事業実施主体に対し、助成金交付を決定した旨を通知するものとする。

第4章 事業実施の方法

(善良な管理者の注意義務)

第8条 事業実施主体は、第7条の助成金交付決定通知に記載されている事項に従い、善良な管理者に注意をもって助成事業を行わなければならない。

(助成事業の計画の変更等)

第9条 事業実施主体は、助成事業の計画及び方法を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由、内容及び変更に係る事業の収支予算を記載した様式第2号の変更承認申請書を協会に提出し、承認を得なければならない。

(助成事業の完了報告)

第10条 事業実施主体は、当該事業の完了後すみやかに、様式第3号の完了報告書（別紙3、4付）を協会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第11条 協会は、前条の報告を受けた場合は、その助成事業の実施内容及び収支決算を調査し、適正に行われていると認めるときは、助成金の額を確定

し、事業実施主体に通知するものとする。

(過払金の返還)

第 12 条 事業実施主体は、第 11 条の規定により助成金の額が確定した場合において、すでにその額を超える助成金の支払いを受けているときは、協会が通知する期限までに返還をしなければならない。

第 5 章 助成金支払の方法

(助成金支払の請求)

第 13 条 事業実施主体は、助成金の支払いを請求するに当って、様式第 4 号の概算払請求書を協会に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第 14 条 協会は、前条の請求書を受理した場合は、これを審査し、その内容が適正であると認めたときは、助成金を支払うものとする。

第 6 章 その他

(無体財産権の取得等に関する報告書)

第 15 条 事業実施主体は、助成事業により特許権、実用新案権、意匠権等の工業所有権又は著作権（以下「無体財産権」という。）を取得したときは、協会に報告するものとする。

2 事業実施主体は、第 11 条に定める助成金の額の確定（以下単に「助成金の額の確定」という。）後 5 年までの期間内において無体財産権を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめその理由を記載した申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成事業確定後の監査)

第 16 条 協会は、助成金の額の確定後 2 年間の期間内において必要があると認めるときは、助成事業の実施の適否及びその成果に関し、助成事業を監査することができるものとする。

2 協会は、前項の監査を行うときは、あらかじめ事業実施主体に期日その他必要な事項を通知するものとする。

3 協会は、監査の結果、助成事業の実施状況及びその成果が著しく不相当と認められるときは、事業実施主体に対し、所要の措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(関係書類の保存期間)

第 17 条 事業実施主体は、助成事業に係る帳簿、証拠書類その他の関係書類を、第 10 条の助成事業の完了の日の属する事業年度の翌年度から 5 年間、保存しておかなければならない。

(助成事業の公開)

第 18 条 事業実施主体は、助成事業の実施内容及び成果に関する情報を公開するものとする。

2 協会は、助成事業により得られた成果を適切な方法により第三者に開示し、又は公表するものとする。

(改 正)

第 19 条 この要綱の改正は、理事会の決議を得なければならない。

(雑 則)

第 20 条 この要綱に定めのない事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 ただし、本法人の登記の日の前年度に、公益社団法人北海道馬鈴しょ価格安定基金協会生産流通振興事業実施基本要綱に基づき実施された第 5 条にかかる手続きについては、これを本要綱の手続きによるものとみなす。